

昭和二十六年十一月六日受領
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質第一号

昭和二十六年十一月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員中島茂喜君提出建設省職員の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中島茂喜君提出建設省職員の定数に関する質問に対する答弁書

一 地方建設局所管の公共事業費並びに一人当り予算消化額は、別表の通りである。

補正予算については、地方建設局関係はなく来年度予算は目下経済安定本部及び大蔵省で検討中である。

二 見返資金工事において、職員の定数については、特別の処置をとらず、従前の定員内において、配置転換等の処置により、且つ、定員内において処理することが困難な部分は請負に付し、支障なく工事を遂行した。

予備隊建設工事については、附帯事務費中の賃金給で一〇〇名の臨時職員を増員し、これを遂行しつつある。

三 目下大蔵省で検討中であり、後段の地方建設局が策定した定数とは、何を意味するか明瞭でないが、現状においては、五に述べる如き減員はやむを得ないと考える。

四 地方建設局においては、補助員という制度上の名称はなく、單に二、三の地方建設局において、比較的長期にわたつて雇用せられる人夫等を便宜上又は、慣習上、補助員、人夫名儀者等と呼称しているに過ぎず、その総数を明確にはあくすることは困難である。又これらの者に対して、一般の人夫に対すると特に異つた取扱基準を定めてはいない。但し、十一月一日から常勤労務者制度を実施し、一般公務員に準ずる取扱をすることとした。

その数は地方建設局を通じて五、八八四名である。

五 本省及び附属機関においては、事務の整理、能率の増進等により、七〇七名を整理することとした。

地方建設局事業費並びに一人当り消化額

年度別事業費	物価換算 (二六年度の物価に換算した額)		摘要
	事業費	一人当り消化額	
昭三三年度	④	④	
土木	四、三六三、二四〇、四八〇	八、五三四、四八八、九六〇	九〇九、一八三

營繕

昭二四年度

土木

六、七五、三三、三四五

八、八四六、七九、九六三

營繕

一、六二六、三九、三〇九

二、一三〇、三六〇、三九五

二、五七六、〇一〇

専売公社、国家公務員宿舍等他省よりの支出委任分を含む。

昭二五年度

土木

一、六三三、八六九、四〇〇

一四、〇六三、六七七、九七四

一、八〇五、八二二

營繕

一、八八五、九七〇、〇五八

二、二八二、〇三三、七〇〇

二、七三三、一九

警察予備隊、専売公社、海上保安庁、国家公務員宿舍等他省よりの支出委任分を含む。

昭二六年度

土木

一四、四二〇、八五〇、〇〇〇

一四、四三〇、八五〇、〇〇〇

一、八五一、六七五

營繕

五、〇〇六、三三〇、二七五

五、〇〇六、三三〇、二七五

五、九七四、〇三三

警察予備隊、海上保安庁、専売公社、国家公務員宿舍等他省よりの支出委任分を含む。

備考 物価換算は、二三年二、〇〇、二四年一、三一、二五年一、二一を乗じたものである。

營繕については、繰越分は次年度分に計上した。なお、二六年度分も相当額二七年度に繰越

される見込みである。

右答弁する。